

高知県医療機能情報提供制度実施要領

1 目的

この要領は、医療法（以下「法」という。）第6条の3及び医療法施行規則（以下「規則」という。）第1条の2から第1条の4の規定に基づき、県民の病院、診療所、歯科診療所及び助産所（以下「病院等」という。）の適切な選択のために必要な情報（以下「医療機能情報」という。）を公表する際の実施方法等を定め、医療機能情報の適切な運用を図り、県民の病院等の適切な選択を支援することを目的とする。

2 情報の取扱方針

- (1) 知事は、常に正確、迅速かつ適切な医療機能情報の収集及び提供に努めるものとする。
- (2) 病院等の管理者は、自らの責任において医療機能情報を知事に報告しなければならない。
- (3) 知事は、原則として病院等の報告のとおり公表するものとする。
- (4) 病院等の開設者は、常に正確かつ適切な医療機能情報の提供に努めなければならない。

3 医療機能情報の報告の種別、方法等

- (1) 病院等の管理者の知事への医療機能情報の報告の種別、報告の時期及び報告の様式については、別表のとおりとする。
- (2) 医療機能情報の報告は、県の医療主管課又は各福祉保健所に行うものとする。
- (3) 病院等の管理者の知事への医療機能情報の報告は、前2項の規定にかかわらず、県民がインターネットを通じて閲覧できる全国統一的な情報提供システム（以下「医療情報ネット」という。）への入力により行うことができる。この場合、報告の種別、報告の時期については、第1項のとおりとする。

4 医療機能情報の確認

- (1) 知事は、病院等から報告された医療機能情報の内容について、確認が必要と認める場合には、病院等の開設者及び関係官公署に対し、当該病院等に関する必要な情報の提供を求めることができる。
- (2) 知事は、病院等が報告を行わない場合や誤った報告を行ったと認める場合には、当該病院等の開設者又は管理者に対し、適切な報告を行うよう指導することができる。
- (3) 知事は、病院等が前項の指導に従わない場合や故意に虚偽の報告を行うなど悪質であると認められる場合は、法第6条の3第6項に基づき、期間を定めて、病院等の開設者に対し、管理者をして報告又は報告内容の是正を行わせることを命ずることができる。
- (4) 知事は、報告された医療機能情報の全部又は一部について、照会・確認等を行うにもかかわらず応答がなされず確認ができない場合又は、是正命令を行い是正がなされるまでの期間においては、真偽が未確認である当該情報について公表を一時的に停止することができる。

5 報告事項の公表

- (1) 知事は、病院等から報告された医療機能情報について、次により公表するものとする。
県民がインターネットを通じて閲覧できる医療情報ネットを設け、報告を受けた医療機能情報を速やかに当該ページに掲載する。
- (2) 知事は、法第8条の2及び第9条に基づく休廃止等の届出が行われたときは、速やかに医療情報ネットから削除するものとする。
- (3) 病院等の開設者は、当該病院等が知事に報告した医療機能情報について、書面又は電磁的方法により県民、患者等に提供しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、各報告に係る提出様式及び提出方法等については、平成25年5月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則（一部改正）

この要領は、令和元年12月27日から施行する。

附 則（一部改正）

- 1 この要領は、令和6年2月1日から施行する。
- 2 なお、別表の1にかかわらず、令和5年度における毎年定期的に行う報告の時期については、令和6年2月1日から3月15日までとする。

別表

区分	報告の種別	報告の時期	報告様式
1	毎年定期的に行う報告（以下「定期報告」という。）	毎年3月末日までにその年の1月1日現在の状況を報告	①高知県医療機能調査票（様式1－1、2、3）での報告又は②医療情報ネットに登録されている情報を印刷し、加筆修正して報告③注1
2	医療法施行規則別表第1に掲げる情報のうち、同表第1の項第1号に掲げる基本情報に変更が生じたときに行う報告及びその他の事項の変更や修正等が生じたときに行う報告（以下「随時報告」という。） 【基本情報】 ① 病院等の名称 ② 病院等の開設者 ③ 病院等の管理者 ④ 病院等の所在地 ⑤ 病院等の案内用電話番号及びファクシミリ番号 ⑥ 診療科目 ⑦ 診療科目別の診療日 ⑧ 診療科目別の診療時間 ⑨ 病床の種別及び届出又は許可病床数	①【基本情報】に変更が生じたときは、変更した日から10日以内に報告すること。 ②基本情報以外で、報告内容に誤りが生じたときは速やかに報告すること。 ③その他の場合で、追加項目等が生じた場合は、適時報告に努めること。	①高知県医療機能調査票（様式1－1、2、3）での報告又は ②医療情報ネットに登録されている情報を印刷し、加筆修正して報告 ③ 注1
3	廃止時に行う報告	廃止したときから10日以内に報告	医療法第9条による届出をもって、医療機能情報提供制度の登録を削除する。
4	休止時及び再開時に行う報告	休止したときは10日以内に報告 再開したときは10日以内に報告	医療法第8条の2第2項による届出をもって、医療機能情報提供制度の登録の休止又は再開とする。
5	新たに開設許可、又は届出を行った病院等が行う報告（以下「新規報告」という。）	開設許可又は届出後、県医療主管課から、医療情報ネットに係る案内が到着後、10日以内に報告	①高知県医療機能調査票（様式1－1、2、3）での報告。（全頁を提出） ② 注1

注1) 区分1、2、5の報告は、県民がインターネットを通じて閲覧できる医療情報ネットから直接入力することで、その報告に替えることができる。（※紙媒体での報告不要）

注2) 「定期報告」と「随時報告」を紙媒体で報告する場合は、各報告様式（様式①又は②）の1ページ目と、朱書き訂正された該当ページを添付して報告すること。なお、1ページ目には、報告年月日、報告種別（定期報告・随時報告）、報告者、施設名に誤りがないか確認すること。

注3) 基本的に紙媒体での報告は郵送等で提出すること。なお、提出書類が3枚以下程度である場合に限り、F a x等での提出も可とする。（なお、事前に提出先へF a x等で回答する旨を連絡すること。）